

愛媛県観光ガイド『EHIME TRIP』印刷業務委託契約書（案）

一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県観光ガイド『EHIME TRIP』印刷業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金●●●●●円（消費税及び地方消費税の額●●●●●円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和7年11月14日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、●●●●●する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について

調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（完了検査）

第8条 甲は、成果物の納入があったときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

（委託料の支払）

第9条 前条の検査終了後、乙は、委託料の支払を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

（契約の解除等）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

（1）この契約に違反したとき。

（2）委託業務を遂行することが困難であるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第11条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報の保護）

第12条 甲及び乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第13条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市大街道三丁目6－1

甲 一般社団法人愛媛県観光物産協会

代表理事 中村 時広

乙